

■計画の位置づけ

『中心市街地の活性化』は、平成21年度からスタートした総合計画・基本構想における3つの重点プロジェクトの1つに位置づけられており、本計画はそれらを推進するための実行計画となります。

本計画は国による改正中心市街地活性化法(平成18年8月22日より施行)に基づく基本計画の認定を目指すものではなく、澁川市独自の有効性のあるプランとします。

■計画の目標期間

本計画は、平成21年4月から10年間を目標期間とします。

本計画で位置づけるプロジェクトの実現期間を「前期」(3年以内に着手)、「中期」(4~7年以内に着手)、「後期」(8~10年以内に着手)の3つに分け、概ね3年で見直すことを想定します。

■計画の策定体制

公募市民や各種団体の被推薦者からなる「ワーキンググループ」を設置し、活性化プランの主たる検討を行いました。また、各種団体の代表や学識経験者などからなる「策定委員会」を設置し、ワーキンググループでの検討結果を審議し、体系的なまとめを行いました。

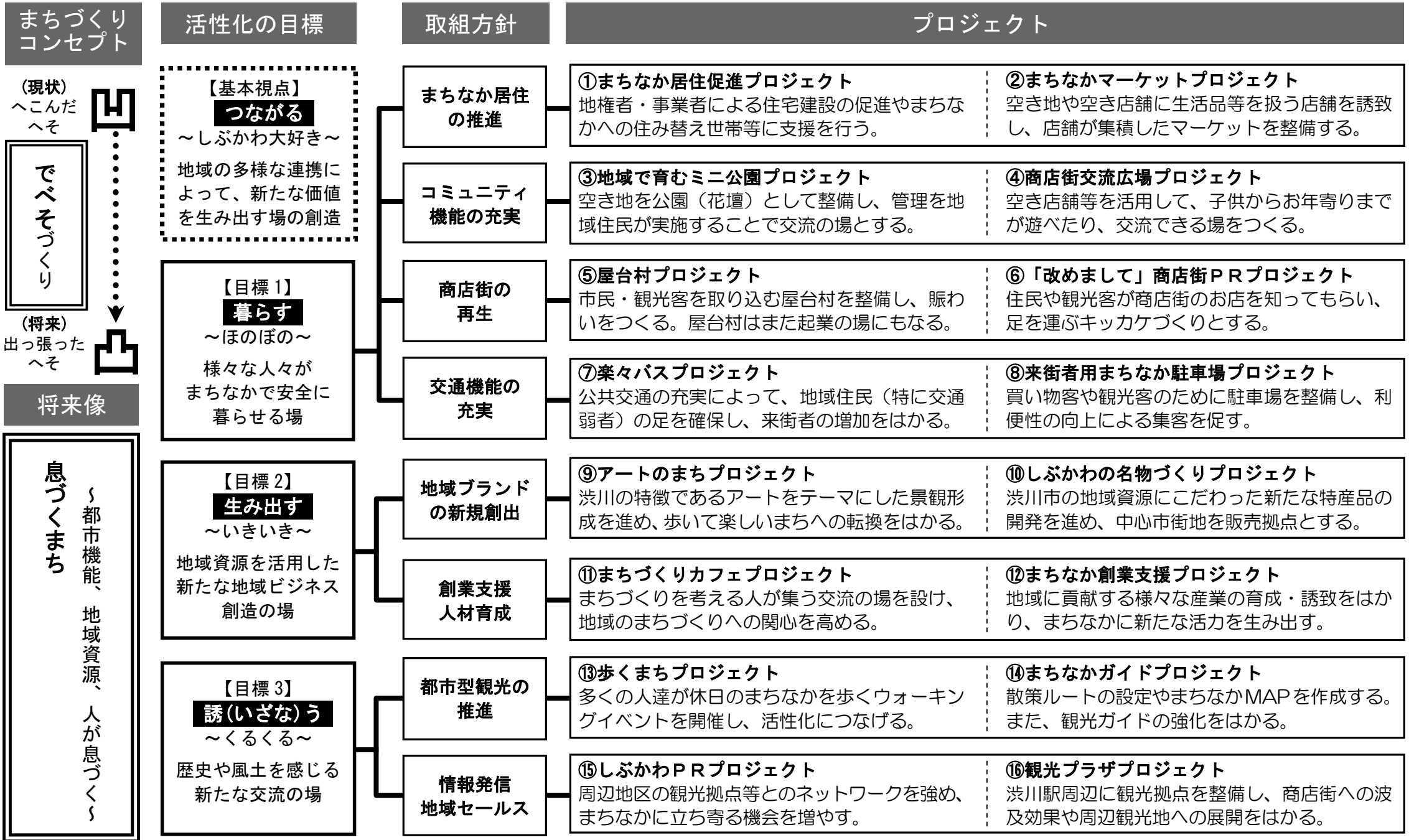
■計画の構成

本計画では、昨年度に実施した「澁川市中心市街地活性化推進基本構想基礎調査」に基づいて、中心市街地の位置および区域を設定し、中心市街地の現状・課題を整理しました。

これらを踏まえ、中心市街地活性化のための「まちづくりのコンセプト」と10年後に目指す「将来像」を設定し、この将来像を実現するための「活性化の目標」を定めました。

さらに、これらの活性化の目標を実現するために、目標ごとに「取組方針」と「プロジェクト」を設定しました。

最後に、プロジェクトを実現するための推進方策として「推進体制」、「アシスト事業」、「進行・管理」を定めました。



推進方策

